## まちづくり融資(長期建設資金(賃貸事業))

# 物件検査のご案内

物	件核	き査の	手続	につ	いい	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	手続	の流	ħ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	設計	検査	につ	いい	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	竣工	現場	検査	•	適	合	証	明	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
付	金	ŧ	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7

令和7年4月1日以後借入申込受理用



### 物件検査の手続について

まちづくり融資(長期建設資金(賃貸事業))のご利用にあたっては、建設される賃貸住宅について、 住宅金融支援機構(以下「機構」という。)の定める技術基準に適合していることを物件検査により確認 します。物件検査は適合証明検査機関\*に申請してください。

また、物件検査には、物件検査手数料(申請者負担)が必要です。物件検査手数料は、適合証明検査機関によって異なりますので、ご利用になる適合証明検査機関にお問い合わせください。

※ 機構と協定を締結している指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関です。詳しくは機構ホームページ (https://www.simulation.jhf.go.jp/flat35/kensakikan/index.php) をご覧ください。



物件検査とは、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、物件検査の申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではありません。



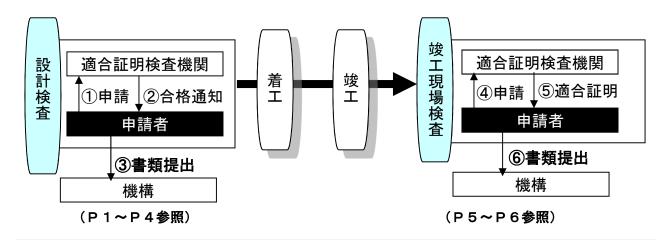
検査機関では、物件検査の申請内容と機構への借入申込内容との照合は行っておりません。 物件検査の申請にあたっては、機構への申込み内容をご確認の上、ご申請ください。

以下のいずれかの区域内で賃貸住宅を建設する場合、まちづくり融資(長期建設資金(賃 貸事業)をご利用いただけません。



- ・ 土砂災害特別警戒区域 (通称:レッドゾーン)
- ・ 災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 災害危険区域内の地すべり防止区域

### 1 手続の流れ



### 2 設計検査について

設計検査とは、適合証明検査機関において建設される賃貸住宅が機構の定める技術基準に適合していることを設計図書等により確認する手続です。

### (1) 設計検査の申請時期

原則として、建築確認申請と同時に申請していただきますが、着工後でも申請は可能です。

### (2) 設計検査申請時の提出書類

	提出書類						
1 1	① 設計検査申請書(賃貸住宅)(第一面~第四面)[適賃工第1号書式](※1)						
2 1	段計図書((3)「設計図書」参照)	2					
• Z	EHに関する書類(金利引下げ制度を利用する場合)(※2)						
	• BELS評価書(住棟評価)(写)(※3)	2					
	• 一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票	2					
● 長	長期優良住宅に関する書類(金利引下げ制度を利用する場合)(※4)						
	・長期優良住宅に係る認定通知書(写)(※5)	2					
	・長期使用構造等の確認申請書(写)(※6)	2					

- ※1 書式については、機構のホームページからダウンロードできます。 (https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/kensetsu\_chintaichintai.html)
- ※2 設計検査申請時に提出できない場合は、竣工現場検査·適合証明申請時までに提出することが必要です。
- ※3 [参考書式]設計内容説明書(省エネルギー性)(建築物エネルギー消費性能基準、トップランナー基準又は ZEH 基準用)により ZEH 基準への適合が確認できる場合は、BELS評価書に代えて当該書類の提出でも差し支えありません。
- ※4 設計検査申請時に提出できない場合は、適合証明交付前までに提出することが必要です。
- ※5 令和4年 10 月1日改正後の、長期使用構造等とするための基準に適合する住宅に限ります。
- ※6 長期優良住宅に係る認定書に記載の申請年月日が令和5年4月1日以後の場合は、提出不要です。
- |!| 上記の他、検査に必要となる書類の提出を、適合証明検査機関から求められる場合があります。
- !! 機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合、提出書類が一部異なります。詳しくは、設計 検査必要書類チェックシート(P8)をご覧ください。
- ! 一戸建ての住宅で ZEH について金利引下げ制度を利用する場合は提出書類が一部異なります。最後のページの「賃貸住宅融資のご相談窓口」にご連絡をお願いします。
- [!] 設計検査において、機構への借入申込時から計画変更(敷地、戸数、階数、構造、 ZEH・長期優良住宅の取止め 等)がある場合は、最後のページの「賃貸住宅融資ご相談 窓口」に連絡をお願いします。

### 機構承認住宅(設計登録タイプ)とは・・・

機構の定める技術基準に適合する住宅のうち、同一の型式を繰り返し供給するプレハブ住宅等をあらかじめ承認し、その設計図書を登録した住宅です。

機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合は、物件検査申請書類の一部を省略できます。

### (3) 設計図書

(2)の表中の「②設計図書」とは次の書類です。

書類名	明示する事項等						
付近見取図	方位、道路及び目標となる建物(現地に行く目安となる事項)						
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に 係る建築物と他の建築物との別、擁壁並びに敷地に接する道路の位 置及び幅員など						
平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類、開口部及び防 火戸の位置並びに点検口の位置など						
立面図 (2面以上)	縮尺及び開口部の位置など						
矩計図	縮尺など						
住宅の床面積等 計算図	対象住宅部分の一戸当たりの床面積及び延べ面積、その他住宅部分 の一戸当たりの床面積及び延べ面積、非住宅部分の延べ面積の計算 図						
敷地面積 計算図	敷地面積の計算図						
既存建築物の床 面積計算図	既存建築物がある場合のみ。 既存建築物の床面積の計算図 (住宅部分及び非住宅部分に区分したもの)						
断面図	縮尺など						
仕様書(仕上表 を含む)	上記の図面に明示されない仕様(特に技術基準に関連する仕様など)を記載したもの						

### ! 省令準耐火構造の住宅(機構承認住宅(設計登録タイプ)を除く)とする場合

省令準耐火構造の仕様に適合していることを図面や仕上表等で確認できるようにしてください。

特に、壁または天井の防火被覆材を貫通して設備器具(コンセントボックス・ダウンライト・換気ダクト等)を取り付ける場合は、防火被覆材貫通部の設備器具の具体的な仕様を図面に記載してください。また、金属製の枠、金属プレート等が一体となった省令準耐火構造に対応した器具を使用する場合は、当該器具のカタログを添付してください。

### (4) 設計検査合格後の交付書類

設計検査に合格すると、次の書類が交付されます。機構提出用書類については、速やかに機構に提出してください。

### (申請者保管用書類)

### 交付書類

設計検査に関する通知書(賃貸住宅)(申請者用)[適賃工第2号書式]

設計検査申請書(賃貸住宅)[適賃工第1号書式](副本)

設計図書等(副本)

### (機構提出用書類)

### 交付書類

設計検査に関する通知書(賃貸住宅)(住宅金融支援機構提出用)

[適賃工第3号書式]

### (5) 設計検査合格後に計画の変更を行う場合

設計検査合格後に計画の変更を行う場合は、竣工現場検査申請書の「計画に関する変更内容又は連絡事項」の欄に変更内容を記入し、変更部分の図面と併せて竣工現場検査申請時に適合証明 検査機関へ提出してください。

ただし、大きな計画変更(敷地、戸数、階数、構造、ZEH・長期優良住宅の取止め等)がある場合は、あらかじめ最後のページの「賃貸住宅融資ご相談窓口」にご相談ください。

### 3 竣工現場検査・適合証明について

竣工現場検査とは、建設される賃貸住宅が機構の定める技術基準に適合していることを、竣工した現場において適合証明検査機関が確認する手続です。

### (1) 竣工現場検査・適合証明の申請時期

竣工現場検査の申請時期は竣工後です。

※竣工現場検査の申請は、検査機関の担当者と具体的な日程をあらかじめ打合わせのうえ、検査希望日の1週間前までに行ってください。

### (2) 竣工現場検査・適合証明申請時の提出書類

提出書類	提出部数
① 竣工現場検査申請書・適合証明申請書(賃貸住宅)(第一面~第四面) [適賃工第4号書式]	2
② 検査済証の写し ・建築確認が不要である場合は、提出不要です。 ・竣工現場検査に関する通知書・適合証明書の交付は、検査済証(写)の 提出後になります。	1
③ 工事内容確認チェックシート(まちづくり融資(賃貸住宅))	2

※①及び③の書式については、機構のホームページからダウンロードできます。

(https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/kensetsu\_chintaichintai.html)

- ! 上記の他、検査に必要となる書類の提出を、適合証明検査機関から求められる場合があります。
- !! 機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合、工事内容確認チェックシートが異なります。詳しくは、竣工現場検査・適合証明必要書類チェックシート(P9)をご覧ください。

### || 省令準耐火構造の住宅(機構承認住宅(設計登録タイプ)を除く)とする場合

防火被覆材貫通部の設備器具について当該器具の納品書又は施工写真を現場検査時に適合証 明検査機関に提示する必要があります。

この場合の施工写真は、以下の例のとおり、防火被覆材貫通部の設備器具の種類(コンセントボックス・ダウンライト・換気ダクト等)ごと、及び、それぞれの防火措置の方法ごとに各1枚必要となります。また、この施工写真は、物件名、施工箇所(部位)及び撮影日の表示(黒板等)が一緒に撮影されているものとします。

(例)

- コンセントボックス(鋼製のボックスと金属製プレートを使い分ける)
  - :鋼製のボックス設置状況及び金属製プレート設置状況を示す写真(各 1 枚)
- ダウンライト(グラスウールで被覆)
  - : ダウンライト設置状況を示す写真(1枚)

・換気ダクト(グラスウール被覆ダクトを使用)

: 換気ダクト設置状況を示す写真(1枚)

### (3) 竣工現場検査合格後の交付書類

竣工現場検査に合格すると、次の書類が交付されます。機構提出用書類については、速やかに 機構にご提出ください。

### (申請者保管用書類)

### 交付書類

竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(賃貸住宅)(申請者用)

[適賃工第5号書式]

適合証明書付表1(賃貸住宅)[適賃工第4号書式]

適合証明書付表2(賃貸住宅)[適賃工第4号書式]

竣工現場検査申請書・適合証明申請書(賃貸住宅)[適賃工第4号書式](副本)

工事内容確認チェックシート(まちづくり融資(賃貸住宅))(副本)

### (機構提出用書類)

### 交付書類

竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(賃貸住宅)(住宅金融支援機構提出 用)[適賃工第6号書式]

適合証明書付表1(賃貸住宅)[適賃工第4号書式]

適合証明書付表2(賃貸住宅)[適賃工第4号書式]

### 付 録

設計検査必要書類チェックシート・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• (	• • 8	
竣工現場検査・適合証明必要書類チェックシート・・・・・・・	•	•	•	• •	• • 9	
物件検査申請書の記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• (	• • 10	)

## 設計検査必要書類チェックシート

## 提出書類

### 共通

設計検査申請書(賃貸住宅)(第一面~第四面)[適賃工第1号書式]	2部
設計図書(正本・副本)(下表参照)	2セット

### 設計図書等

通常	機構承認住宅(設計登録タイプ)	設計図書等の種類	
		付近見取図	
		配置図	
		平面図	
		立面図(2面以上)	
		矩計図	
		住宅の床面積計算図(対象住宅部分の一戸当たりの床面積、延べ面積、その 他住宅部分の一戸当たりの床面積、延べ面積、非住宅部分の延べ面積)	
		敷地面積計算図	
(□)	(□)	既存建築物の床面積計算図(既存建築物がある場合に限ります。)	
		断面図	
		仕様書、仕上表等	
(□)		省令準耐火構造の場合は次のいずれか □機構編著の住宅工事仕様書(木造住宅・枠組壁工法住宅) □「機構承認住宅(省令準耐火構造タイプ)承認一覧」に該当する工法 の特記仕様書 □省令準耐火構造の仕様が確認できるもの 防火被覆材を貫通して設備器具を取り付ける場合 □設備の防火被覆材貫通部の措置が明記された設計図書(平面図、仕上表等) 省令準耐火構造に対応した設備器具を使用する場合 □使用する器具のカタログ	2 セット (正本・ 副本)
		住宅金融支援機構承認住宅承認書(写)	
		構造に応じた次のいずれかの適合仕様シート      耐火構造適合仕様シート      省令準耐火構造適合仕様シート      イ準耐火(1時間)構造適合仕様シート      イ準耐火(45分)構造適合仕様シート      ロ ロ準耐火構造適合仕様シート	
(□)	(□)	金利引下げ制度を利用する場合は次のいずれか  □ ZEHに関する書類 (BELS 評価書 (写)等)  □ 長期優良住宅に関する書類 (長期優良住宅に係る認定通知書 (写)等)	
		その他検査に必要となる書類	

## 竣工現場検査・適合証明必要書類チェックシート

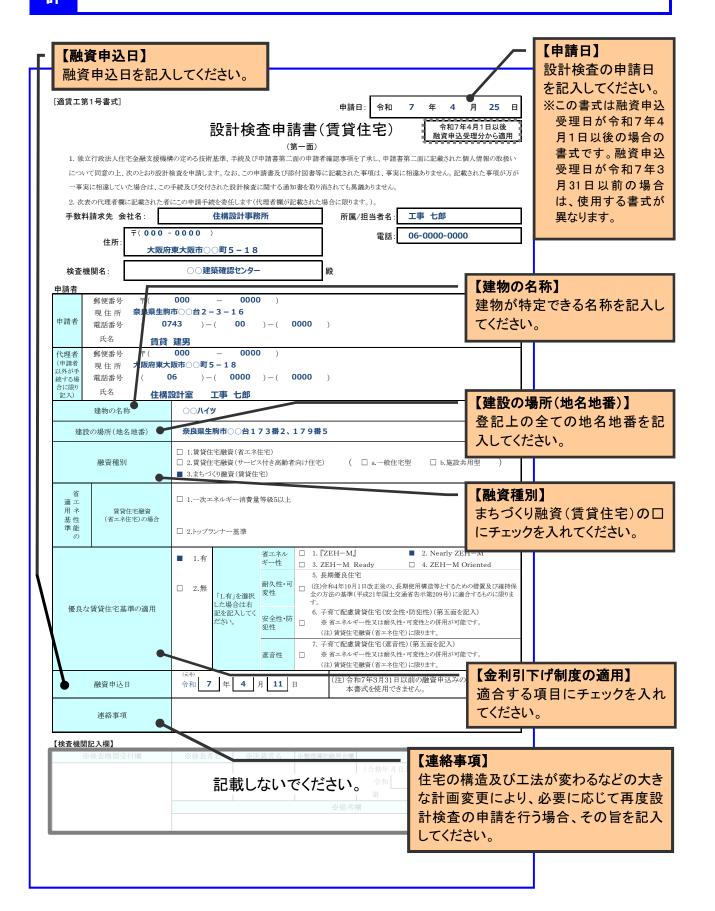
## 提出書類

通常	機構承認住宅 (設計登録タイプ)	提出書類	部数
		竣工現場検査申請書·適合証明申請書(賃貸住宅)(第一面)~(第四面) [適賃工第4号書式]	2部
		検査済証の写し	1部
		工事内容確認チェックシート(まちづくり融資(賃貸住宅)) 設計登録タイプ以外用	2部
		工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資・まちづくり融資(賃貸住宅)) 設計登録タイプ用	2部
		その他検査に必要となる書類	2部

## 物件検査申請書の記載要領

設計

### 設計検査申請書(賃貸住宅)(第一面)



### 設計検査申請書(賃貸住宅)(第二面)

[適賃工第1号書式]

### 設計検査申請書(賃貸住宅)

令和7年4月1日以後 融資申込受理分から適用

(第二面)

		□ 申請住宅が以 の区域内に含まれないことを確認 ・ 土砂災害物」警戒区域(レッドゾーン) ・ 土砂災害物」が表式な域(レッドゾーン) ・ 土砂災害物」が表式な域(レッドゾーン)	る場合は、
		・災害危険「域内の急傾斜地崩壊危険区域 ※ ・災害危険区域内の地すへり防止区域 ※ ・浸水協身防止区域 (資食住宅職費 (サービス付き高齢者向け住宅)に限る。) (注) 申彰住宅が上記の区域内に含まれる場合、賃貸住宅融資 (省エネ住宅)及び賃貸	方の連絡
宅)」又は (サービス作	融資(省エネ住 「賃貸住宅融資 けき高齢者向け住 か合の確認事項	□ 各都道府県が公表しているハザードマップ等で確認しました。 ⇒本申請書に併せて、ハザードマップ等の写しを提出します。 □ 区域が確認できる機関等(例:土木事務所)に確認しました。 確認日: 令和 □ 年 □ 月 □ 日 確認先: □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
工期	着工業定日	(元号)       令和     7     年     5     月     20     日     竣工予定日     令和     8     年     2     月     10     日	
建築主	<sup>7</sup> 4築主名		
*	郵便番号·住所	ī ( )-( )	
•	名称·電話番号	· ( ) - ( ) - ( )	
照会先 ※	郵便番号·住所	ī T ( )-( )	
	区分	□ 1.設計者 □ 2.工事監理者 □ 3.工事請負者 □ 4.事業主	
		□ 5.販売代理 □ 6.その他(	

#### ※ 申請者又は代理者と同様の場合は、記載を省略して差し支えありません。

#### <申請者確認事項>

- 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があるこ とについて承知しており、これらの要件について確認しています。 (1) 賃貸住宅に関する技術的基準に適合していること。
- (2) 敷地面積、1戸当たりの床面積、対象住宅の延べ面積、全体の延べ面積に占める非住宅等の延べ面積の合計の割合、建設費等の賃貸 住宅融資の要件に適合していること。
- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を 判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知して います。
- 3 申請住宅の建築に際し、都市再生特別措置法(平成12年法律第22号)第88条第1項の規定による届出(建築行為に係る届出に限ります 。)をした者が、同条第3項及び第5項に規定する市町村長の勧告を受け、これに従わなかった旨の公表の措置を受けている場合は、当該申請住宅は賃貸住宅融資を利用できないことを承知しています。

#### <個人情報の取扱い>

1 個人情報を利用する業務の内容及び目的

検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及 び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- (1) 業務内容 ア 住宅に関する検査を行い、機構融資に関する技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)
  - その他これらに付随する業務

(2) 利用目的

設計検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。

- ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ウ その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

2 機構等への個人情報の提供

検査機関は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 27 条第 1 項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受け

た個人情報を第三者に提供することはありません。 ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表のとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を 機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・機構が行う融資の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	設計検査申請書に記載されたお客さまの 属性(氏名、住所、電話番号等)、申請に 関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕 様等)

設 計

## 設計検査申請書(賃貸住宅)(第三面)

	┌【權					1		
	Г3. Г6.	準耐火」は、省令準耐火 まちづくり省令準耐(耐く 資(賃貸住宅)の場合の	入性)」は、	まち	づくり			
[適賃工第1	1号書式]	設計検査申請語		主宅)	)		年4月1日以後 込受理分から適用	【 <b>階数】</b> 建築確認と同じ階数を
建物の	構造 ※1 まちづくり融資 (賃貸)の場合のみ	□ 3.準耐火(6.を除く。) ■ 5.耐火 □ 6.まちづくり省令準耐(耐久性)	階数	地上	3	階 地下	7 0 階	記入してください。
構造等	戸建型式 まちづくり融資 (賃貸)の場合のみ	□ 2.連続建て □ 3.重ね建て □ 1.一戸建て ■ 4.共同建て	住宅総戸				1 5 戸	【住宅総戸数】 「対象住宅の戸数」と、
	敷地面積 □	<b>573</b> . <b>81</b> m² □ 1.在来木造 □ 2.プレハブ(		プレハブ(		□ 4.プレハブ (コン)		「その他の住宅の戸数」と、
	認住宅(設計登録)	□ 5.枠組壁工法(ツーパイフォー工法) 会社名(	)	.丸太組材承認番号		■ 7.鉄骨造・R	C造等 )	してください。
<ul><li>※ 建物の</li><li>※ 非住宅</li><li>機構に</li><li>適用さ</li></ul>	E等の融資対象・融資に融資申込みした内: されますのでご注意く	□ 1.融資対象 □ 2.融資対象外 あづくり省令準耐(耐久性)」を選択する場 減象外の選択について 容に従い記入してください。なお、非住宅等 ださい。	が融資対象となる	6.を除く。		lutanicscen	各棟(グループ) 。 にも防火区画の基準が	【棟数】 賃貸住宅の棟数を記入 してください(駐輪場 等は除きます)。
		区分		j	戸数	面	積(m²)	【戸数·面積】
	を融資(省エネ住宅) の融資(賃貸住宅)	対象住宅の1戸当たりの床面積合計[A] 対象住宅の私べ面積 (A×定率 ¾3) = B] 又は [(A+丸用部分等の実測面積=B]		L	1 4 戸		2 4 2 4 m² 3 1 3 9 m²	第四面記載の戸数及び 床面積の合計と一致していることを確認してください。
	非住宅	⊧住宅部分の延べ面積[E]			_		m²	
非住宅等	その他住宅 (賃貸住宅の所有者の自宅、)	の他住宅の1戸省たりの床面積合計[C]		L.	1 戸		8 1 5 9 m²	【 <b>敷地面積】</b> 建築確認と同じ敷地面
		その他住宅の延べ面積[(C×定率 ※3)= # 主宅等の延べ面積の合計[(D+E)=F]	DJ		_		9 2 . 1 9 m²	積としてください(複数 棟の住宅がある場合は
	<b>】</b> 克	車 物全体の延べ面積[(B+F)=G]				1 0	2 3 . 5 8 m²	その合計を記入してください)。
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	Acpork面積の高計 時同態でで地上階数 重ね建て・連続建すの についての注意・事地 についての注意・事地 がでは、は申請の場合について 抵申請の場合について についてのででである。 についてのででである。 についてのでである。 についてのでである。 についてのでである。 についてのでである。 についてのできまする。 についてのできます。 についてのできます。 についてのできます。 についてのできます。 についてのできます。 についてのできます。 についてのできます。 についてのできます。 についてのできまます。 についてのできまます。 についてのできまますななななななななななななななななななななななななななななななななななな	面積、対象住宅の延べ面積、建物全体の残 情が適切に算定されていることのみを確認し いて〉 た、棟により、戸建型式、構造、階数、工法が の場合で機構承認住宅 ※)である場合は、「材 録タイプ)の場合」の会 入してください。 らかじめ工法等についる	Eべ面積に占める。 ております。下限 異なるときは、それ (設計登録 機構承認付 会社名、遅	でもの。 にぞれの	【その 注 地 地 ※ 第 1 類 数 4	同建 E 1 E D	<b>延べ面積</b> 】 住宅の場合 下:の:床 床	<u>易合</u>
				_		こ分かれ ジ <del>ン</del> ハ	る場合などに	は棟別に算出し、合計し

設 計

## 設計検査申請書(賃貸住宅)(第四面)

適賃工第1号書式]			Г	令和7年4月	1日以後		
	設計検査申請	書(賃貸住宅)		融資申込受理			
	(	(第四面)			【1戸当	たり	 の床面積】
【対象住宅床面積表】							ごと、融資種別ごとに住
対象住戸 タイプ名	融資種別名	1戸当たりの 床面積(a)	戸数 (b)	計 (a)×			たりの床面積(専有面積)ください。
(記入例) Aタイプ		8 0 0 2 m²	2 0 戸	1 6 0			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
A タイプ	<ul><li>□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅)</li><li>■ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)</li></ul>	6 1 3 0 m²	1 0 戸	6 1 3	. <b>0 0</b> m²		
Bタイプ	<ul><li>□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅)</li><li>■ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)</li></ul>	5 2 8 1 m²	4 戸	2 1 1	. <b>2 4</b> m²		
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	m²	戸		. m²		
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)		戸		. m²		
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	m²	戸		. m²		
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)		戸		. m²		
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	n m²	戸		. m²		
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	m²	戸		. m²		
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)		戸			<i>1</i> -1-1-2-	
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)		戸		【その 賃貸住		『尸』 ○所有者の自宅や借入れの
【その他住宅床面積表	1						満たさない小規模住戸等
	その他住戸 タイプ名等	1戸当たりの 床面積(a)	戸数 (b)	計 (a)×			載してください。  所などの非住宅部分につ
賃	(記入例) Aタイプ 貸住宅の所有者の自宅等	8 0 0 2 m²	2 0 戸	1 6 0	いては	記載	不要です。
C <i>9</i> 1	プ (賃貸住宅オーナー住宅)	8 1 5 9 m²	1 戸	8 1	. <b>5 9</b> m²		
			戸		. m²		
		n m²	戸		. m²		
		m²	戸		. m²		
<ul><li>注1) 非住宅部分については</li><li>注2) 賃貸住宅融資(サービ)</li></ul>	記載不要です。 ス付き高齢者向け住宅)の場合は添付不要です。	, · · — , · — ,					
					2025年4月	Ħ	

竣 工

## 竣工現場検査申請書(賃貸住宅)(第一面)

[適賃工第4号書式] 竣コ	□現場検査申請書·適合証明	B中彗聿/传贷价字) <sup>物和</sup>	2 月 1 日 年 <b>祖</b> 1日以後 込受理なから適用
について同意の上、次のとおり竣 れた事項が万が一事実に相違し	(第一面) 機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請 工現場検査・適合証明を申請します。なお、この申請書 ていた場合は、この手続及び交付された適合証明書を 者にこの申請手続を委任します(代理者欄が記載され	F及び添付図書等に記載された事項は、事実に相違 取り消されても異議ありません。	
手数料請求先 会社名:	住構設計事務所 20000) 夏大阪市()町5-18 ()建築確認センター	所属/担当者名: 工事 七郎 電話: 06-0000-00000	
申請者 電話番号 (	000 - 0000 ) :胸市○○台2-3-16 0743 )-( 00 )-( 0000	)	【建物の名称】 建物が特定できる名称を記入してください。
(申請者以 外が手続す 電話番号 ( る場合に限 り記入)	000		【建設の場所(地名地番)】 登記上の全ての地名地番を記 入してください。
建設の場所(地名地番) 融資種別	奈良県生駒市○○台173番2、179番 □ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 2.賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅 ■ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)		用型 ) 【融資種別】
省工ネ性能の 適用基準 (住宅)の場合	□ 2.トップランナー基準  ■ 1.有   省エネル □ 1. ギー性 □ 3. □ 5.	『ZEH−M』 2. Nearly ZEI ZEH−M Ready □ 4. ZEH−M C 長期優良住宅	まちづくり融資(賃貸住宅)の口 にチェックを入れてください。
優良な賃貸住宅基準の適用	□ 2.無 「1.有」を選択 した場合は右 記念記入してく ださい。	令和4年10月1日改正後の、長期使用構造等とする R全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209 平育て配慮賃貸住宅(安全性・防犯性)(第五面を記 ※省エネルギー性又は耐久性・可変性との併用が可能 (注)賃貸住宅融資(省エネ住宅)に限ります。 子育で配慮賃貸住宅(速音性)(第五面を記入) ※省エネルギー性又は耐久性・可変性との併用が可能 (注)賃貸住宅融資(省エネ住宅)に限ります。	号) に適合するも 己入) です。
融資申込日 計画に関する変更 内容又は連絡事項	<sup>(元別)</sup> 令和 <b>7</b> 年 <b>4</b> 月 <b>11</b> 日	(注)令和7~9月31日以前の融資申込みの 本書式を使用できょせん	場合は 【 <b>金利引下げ制度の適用】</b> 適合する項目にチェックを入れ てください。
【検査機関記入欄】 ※検査機関受付欄	※検査者名 ※映成者名 ※映成者 ※映成者 ※映成者 ※ 映成者 ※ ループ ※	度記録照合欄 <u>泰判定欄</u> (会将年月日及び番号) 和 耳 耳 月 第	【計画に関する変更内容又は連絡事項】 軽微な計画変更や連絡事項があれば記入してください。
			2025年4月

## 竣工現場検査申請書(賃貸住宅)(第二面)

	[適賃工第4		- 1714	建建 ( 传 )	口以终	
		竣_	工現場検査申請書∙適合証明申 <sup>ఁ第ニ面</sup>	<sup>1</sup> 請書 ( 貞 貞 仕 毛 / <sub>融資申込受理分</sub>		
	□ 申請住宅が以下の区域内に含まれないことを確認 ・土砂災害特別警戒区域(レッドソーン) ・災害危険区域内の総対の急域(レッドソーン) ・災害危険区域内の地サベり防止区域 ・災害危険区域内の地サベり防止区域 ・災害危険区域内の地サベり防止区域 ・浸水被害防止区域(賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)に限る。) ・浸水被害防止区域(賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)を限る。) ・(注)申請住宅が上記の区域内に含まれる場合、賃貸住宅融資(省工本住宅)及び賃貸住宅融資(サービス付き高齢向け住宅)を利用することができないのでご注意ください。					
	工期	着工日	(元守) 令和 7 年 5 月 20 日 <b>竣工予</b>	今和     8     年     2     月     10	Ħ	
	設計検	査合格日 ←	<sup>(元号)</sup> 令和 <b>7</b> 年 <b>5</b> 月 <b>16</b> 日 (第 ○○建適●●● 号)	ひまり ひまま ひまま ひまま ひまま ひまま ひまま ひまま ひまま ひまま	0	
	建築主	建築主名				役計検査合格日】 役計検査機関コード】
	*	郵便番号•住所	T ( )-( )			受計検査に関する通知書」に 載されている設計検査の合格
	TT 6 ()	名称•電話番号		( )-( )-(	日	と、設計検査を行った検査機
	照会先 ※	郵便番号•住所		□ 3.工事請負者 □ 4.事業主	関   い	のコード番号を記入してくだる 。
Ļ		区分	□ 5.販売代理 □ 6.その他(		)	
Í	< 申請者確認 1 独立でよ 知してよ (1) 質針 に適合 2 申請付	事項>	合は、記載を省略して差し支えありません。 接機構(以下「機構」といいます。)の融資の利用に際しては、樹 について確認しています。 的基準に適合していること。 の床面積、対象住宅の延べ面積、全体の延べ面積に占める非住宅 <sup>3</sup> 証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、 対して住宅の施工上の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証する <sup>3</sup>	等の延べ面積の合計の割合、建設費等の賃貸住宅融資の 融資条件である技術基準への適合の可否を判断するた	申は	<b>保会先】</b> 請者又は代理者と異なる場合 、申請住宅のご担当の方の 絡先を記入してください。
	、同条第		都市再生特別措置法(平成12年法律第22号)第88条第1項の規定に 規定する市町村長の勧告を受け、これに従わなかった旨の公表の打 います。			
	1 個人者 (根本) (1) (根本) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	必要な範囲で利良が 病内容 に関するに付い にに関するに付い にの他これらに付い のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいまたします。 行い、機構融資に関する技術的基準に適合することを証明する業材 する業務 際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。 証明業務の実施のため 法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため お取引を適切かつ円滑に履行するため 供 保護に関する法律(平成15年法律第57号)第27条第1項各号に	務(以下「適合証明業務」といいます。) に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人作	報を	
	個人情報の		提供先の利用目的 1業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等	提供する個人情報 竣工現場検査申請書に記載されたお客さまの属性等	¥	
	機構	<ul><li>機構が行</li><li>住宅ロー</li></ul>	行融資の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 トの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報 (所在地、構造、面積、仕様等)		

2025年4月

## 竣工現場検査申請書(賃貸住宅)(第三面)

現場検査合 (適合証明	<b>竣</b> 3格目: 令和	【構造】 「3.準耐火」は、省令準耐 「6.まちづくり省令準耐 融資(賃貸住宅)の場合 工現場検査申請書・適合 適合証明書付表1(賃 (第三面)	(耐久性)」は のみ選択で 証明申請書	、まちづくり きます。 (賃貸住宅) <sup>令和7年4月1日以後 融資申込受理分から適用</sup>	【階数】 建築確認と同じ階数を 記入してください。
建物の 構造等 影	博 旦 次日 まちべり晩資 (質別の場合の2 戸建型式 まちべり晩資 (質別の場合の2	□ 6.まちづくり省令準耐(耐久性) □ 2.連続建て □ 3.重ね建て □ 1.一戸建て ■ 4.共同建て ■ 5 7 3 ■ 8 1 ㎡	階 数 地 住宅総戸数 棟 数	15戸	【住宅総戸数】 対象住宅の戸数とその 他の住宅の戸数の合計 戸数を記入してください。
非住宅等の ※1 建物の相 ※2 非住宅等	認住宅(設計登録 イブ)の場合 の融資有無 ※2 構造について、「6. 等の融資対象・融	会化を(□ 1.融資***・□ 2.融資対象外 □ 5.融資対象外 □ 5.融資対象外 □ 5.融資対象外 □ 5.融資対象外の選択する場合資対象外の選択につい	□ 6.丸太紅 ) 承認を 複数棟の場合 は、「3.準耐火(6.を除		【棟数】 賃貸住宅の棟数を記入 してください(駐輪場 等は除きます)。
○床面積表() 	用されますのでご注 賃貸住宅融資(サ 賃貸住宅融資(サ 株資(省エネ住宅) 接資(賃貸住宅)	意ください。 - ビス付き高齢者向け住宅)の場合は記入不 区分 対象住宅の1戸当たりの床面積合計[A] 対象住宅の延べ面積 [(A×定率※3)=B] 又は[(A+共用部分等の実測面積=B]	要) <u>戸数</u> 1 4	画積(㎡)	【戸数・面積】 第四面記載の戸数及び 床面積の合計と一致し ていることを確認して ください。
非信宅等	非住宅 その他住宅 (賃貸住宅の所 有者の自宅、 小規模住宅等)	非住宅部分の延べ面積[E] その他住宅の1戸当たりの床面積合計[C] その他住宅の延べ面積[(C×定率 ※3) = D  は宅等の延べ面積の合計[(D+E) = F]	1	F 8 1 5 9 m²  9 2 1 9 m²  m²	【敷地面積】 建築確認と同じ敷地面 積としてください(複数棟 の住宅がある場合はそ の合計を記入してください)。
<ul> <li>共共重</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	ついて iたりの床面積の合 に同建てで地上階 に同建てで地上階 に同建て・連続建す こついての注意事 がたがの床面積、敷 こだいては申請さ エ法】 ブレハプ と「設計器 で、というの においては申請さ	地面積、対象住宅の延べ面積、建物全体の延れた面積が適切に算定されていることのみを確 手の場合で機構承認住宅( (※)である場合は、「機 会録タイプ)の場合」の会 引入してください。 ららかじめ工法等について	べ面積に占める非住 <sup>9</sup> 認しております。下限位 <b>設計登録</b> <b>構承認住</b> <b>社名、承</b>	【対象住宅の延べ面積】 【その他住宅の延べ面積】 【その他住宅の延べ面積】 〇共同建ての住宅の場合 捨て) 地上5階以下: 1戸当たりのに、 1戸当たりの、共こにがの、共こででは、 第一でではいるのでで、 第一でではいるのでで、 1戸当たりのは、 1戸当たりのは、 1戸当たりのはでで、 2世では、 2世では、 3世では、 3世では、 4世では、 4世では、 5世では、 5世では、 5世では、 6階以上に、 6階に 6階に 6階に 6階に 6階に 6階に 6階に 6階に 6階に 6階に	の合計× 1.13 の合計× 1.31 分等の面積を実測して加 できます。 場合 合計 方型式が異なる場合(共 、地上階数が5階以下と

竣 工

## 竣工現場検査申請書(賃貸住宅)(第四面)

適賃工第4号書式〕 <b>竣</b> □		合証明申請書(賃貸 <sub>明書付表2(賃貸住宅) 第四面)</sub>	貸住宅)	令和7年4月1日以後 融資申込受理分から適		
思場検査合格日: (適合証明日)	- 另	記載しないでくだ	さい。		ED	
【対象住宅床面積表 対象住戸	₹]	1戸当たりの	戸数	計		
タイプ名 (記入例) Aタイプ	融資種別名	床面積(a)	(b) 2 0 戸	(a) × (b)	0 m²	
A タイプ	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) ■ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	6 1 3 0 n	10戸	6 1 3 0	0 m²	
Bタイプ	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) ■ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	5 2 8 1 m²	4 戸	2 1 1 2	<b>4</b> m²	
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	m²		【1戸	当たりの	 の床面積】
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)		戸			ごと、融資種別ごとの位 たりの床面積 (専有面積
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)		戸			たりの休面積 (専有面積 ください。
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	m²	戸		m²	
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)		戸		m²	
	□ 1.賃貸住宅融資(省エネ住) □ 3.まちづくり融資(賃貸住字)		戸		<b>)他住</b> 済 宇宅のi	■】 所有者の自宅や借入れの
	□ 1.賃貸住宅融資(省エイ主宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸1年)		戸	対象条	条件を	満たさない小規模住戸
	□ 1.賃貸住宅融資(省: 木住宅) □ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)		戸			載してください。 所などの非住宅部分に゛
【その他住宅床面積	表】			いては	は記載さ	不要です。
	その他住戸 タイプ名等	1戸当たりの 床面積(a)	戸数 (b)	計 (a)×(b)		
	(記入例) Aタイプ 賃貸住宅の所有者の自宅等	8 0 . 0 2 m²	2 0 戸	1 6 0 0 4	0 m²	
C タイプ (賃貸住宅オーナー住宅)		<b>8 1</b> . <b>5 9</b> m²	1 戸	8 1 5	<b>9</b> m²	
		m²	厂戸		m²	
			戸		m²	
			戸		m²	
<ol> <li>非住宅部分につい</li> <li>賃貸住宅融資(サー</li> </ol>	ては記載不要です。 -ビス付き高齢者向け住宅)の場合は添付不要で				年4月	



工事監理者又は工 事施工者が記名して ください。

該当工法欄に〇印がある項目の「基準の概要欄」に記載の基準に適合し、「申請を確認し、「申請を表現場ではいる。 現場確認欄」にさい。 なお、共同建ているがの場合は、「床の遮は不要です。

### 設計登録タイプの場合は、この書式 を使用してください。 現場検査申請書付表 設計登録タイプ用 工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資・まちづくり融資(賃貸住宅))(2/2) 私は、竣工現場検査の申請に当たり次表の基準に適合していることを確認しました。 該当工法 木鉄系リコン系系系トク 現場 (あくまで概要ですので、工事内容の確認にあたっては、機構承認住宅(設計登録タイプ)の承認 内容をよくご覧ください。) 基準項目 次の①又は②のいずれかに適合していること。 ①BELS評価書による場合 ・BELS評価書が提出され、記載内容のとおり施工されており、ZEHーMに関する記載が確認できること。 また、ZEHーM Ready又はZEHーM Orientedの申請にあっては、それぞれの基準に定める適用条件に合致しているこ 省エネルギー性 〇 〇 〇 ②BELS評価書によらない場合 設計内容設明者、計算結果出力シート、記載図書等のとおり施工されており、次の全てに適合すること。 ・住棟内の各住戸が評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上(結構の発生を防止する対策に関する 基準を除く。)に適合していること。 ・共用部分を含めた住棟の一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーを用いずに建築物エネルギー消費性能基準に比 ベ2割以上削減されていること。 ・ZEH-M Ready又はZEH-M Orientedの申請にあっては、それぞれの基準に定める適用条件に合致していること。 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定により長期優良住宅建築等計画が認定された住 モ。 (注) 令和4年10月1日改正後の、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告 ・設計内容説明書(子育て配慮賃貸住宅)又は子育て配慮賃貸住宅(安全性・防犯性)技術基準適合仕様シートに定められ 5戸以上の住戸(住戸数が5戸未満の場合は全住戸)が次の安全性及び防犯性の基準のすべてに適合していること。 ) 「以上の住户(住户数か5戸末演の場合は至住戸)かれの 安全性 次の(1)から(3)までに掲げる基準のすべてに適合すること。 (1) 段差の解消 (1) 段差の解消 評価方法基準の第5の9-1の(3)のハの②に掲げる基準に適合すること。 (2) 転倒防止用の手すり設置 次のアからりまでに掲げる基準のすべてに適合すること。 ア 玄関の上が財化の具除を補助するための銀手すり等を設置、又は設置できるようになっていること。 任 便所の立ち座りや姿勢保持をサポートするための手すりを設置、又は設置できるようになっていること。 ウ 浴室及び浴槽への出入りのため使いやすい位置に手すりを設置、又は設置できるようになってい ること。 (3) 転落防止用の手すり設置 次のア及びイの基準それぞれに適合すること。 ア・バルー

・ハルコニー 次の(ア)から(エ)までに掲げる基準のすべてに適合すること。

ア 防止シュ イサッシへの鍵付さシ ウ 補助錠の設置 一ペイアラームの設置

安全性·防

遮音件

賃貸住宅融資(サービス付き高 齢者向け住宅)の基準

の場合

(3) 手寸の食ト部とバルコニー床面(立ち上げがある場合は立ち上げの頂部)とで90mu以下とすること
 2階以上の窓(バルコニーに面している掃き出し窓を除ぐ。) 次の(が反びく)の基準それぞれに適合すること。
 (7) 評価方法基準の第5の9ー1の(3)のハの④のかに掲げる基準に適合すること。
 (4) 手寸りを設置する際には、手寸り下地補強工事をした上で設置すること。

ワ 相助疑の改直 エ援動プラームの設置 (3) 設置階の窓(日常的に出入りをする掃き出し窓を除く。)及び共用能下に面した窓 次のア又はイのいずれかの措置を講じること。 ア 面格子の設置 イ窓シャッター及びホームセキュリティシステムの設置

・設計内容説明書(子育て配慮賃貸住宅)に記載した内容のとおり施工されていること。

5戸以上の住戸(住戸数が5戸未満の場合は全住戸)が次の1及び2の基準それぞれに適合していること 1 界床の連音構造について、重量床衝撃音対策等級4以上又は相当スラブ厚さ20cm以上に適合すること。 2 界壁の連音構造について、透過損失等級3以上に適合すること。

サービス付き高齢者向け賃貸住宅バリアフリー基準チェックシートに定められたとおりであること。

(ア)手すりの形状は足がかりがない形状であること。(イ)腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)が生じる場合は、評価方法 基準の第5の9-1の(3)のへの場のに掲げる基準に適合すること。 表準の第5の9-1の(3)のへの場のに掲げる基準に適合すること。 (か)手サナテの相互の開除は、床面及び整壁等 (腰壁等の高さが650ma以内の部分に限る。)からの 高さ 880のmu以内の部分に存すする中のこいでは、内法寸法で110ma以下とすること。 (エ)手サの最下部といれコニー床面(立ち上げがある場合は立ち上げの頂部)との開は、内法寸法 2900-115 Eb まで1

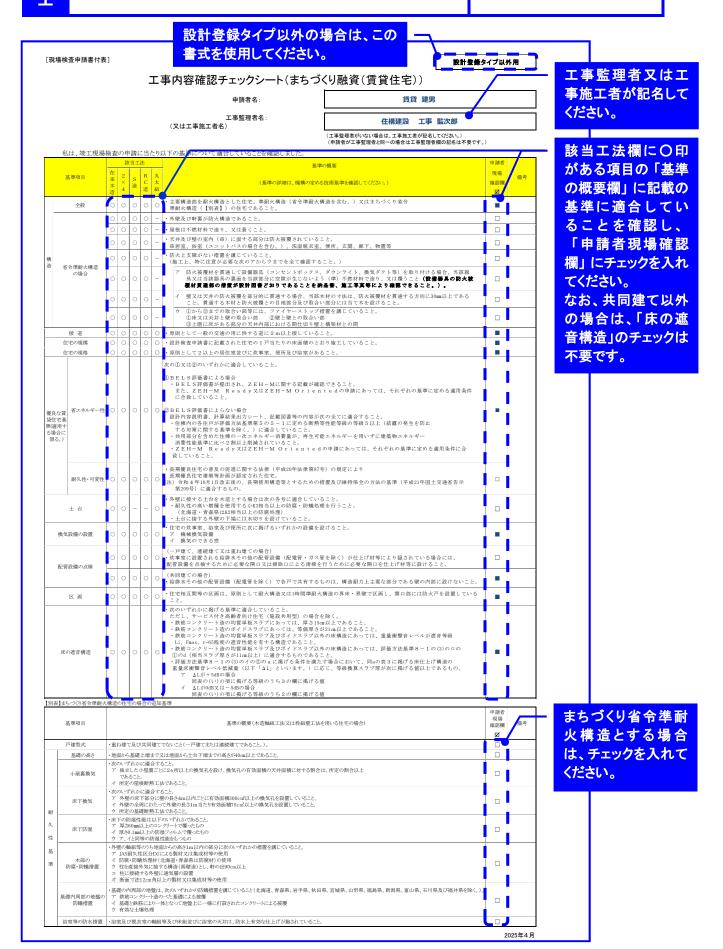
ZEH又は長期優良 住宅を適用した住宅 の場合、該当する項目 にチェックを入れて ください。

チェックは不要です。

竣工

### 工事内容確認チェックシート(まちづくり融資)

### 設計登録タイプ以外用



## <住宅金融支援機構 賃貸住宅融資ご相談窓口一覧>

窓口	営業エリア	支店所在地	連絡先
北海道支店 まちづくり業務グループ	北海道	〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西4丁目 1-4 D-LIFEPLACE札幌11F	011-261-8305
東北支店 まちづくり業務グループ	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目 9-1 仙台トラストタワー22F	022-227-5036
首都圏業務第一部 まちづくり業務グループ	東京都、神奈川県、千葉県、 茨城県、山梨県、静岡県	〒112-8570 東京都文京区後楽 1 丁目 4-10	03-5800-8468
首都圏業務第二部 まちづくり業務グループ	埼玉県、栃木県、群馬県、 新潟県、長野県	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目 11-20 大宮JPビルディング11F	048-650-2204
東海支店 まちづくり業務グループ	岐阜県、愛知県、三重県	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目 23-20 HF桜通ビルディング7F	052-971-6903
近畿支店まちづくり業務グループ	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、 富山県、石川県、福井県、 徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町4丁目 3-9 本町サンケイビル13F	06-6281-9266
中国支店 まちづくり業務グループ	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	〒732-0822 広島県広島市南区松原町2番62号 広島JPビルディング9F	082-568-8422
九州支店 まちづくり業務グループ	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	〒812-8735 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目 25-21 博多駅前ビジネスセンター6 F	092-233-1509

<sup>※</sup>お問合せ・お申込みは上記窓口へお願いします。

【機構ホームページアドレス】 <a href="https://www.jhf.go.jp/">https://www.jhf.go.jp/</a>

<sup>※</sup>営業時間 平日9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始を除く。)